

住民税非課税の子育て世帯に 児童1人当たり5万円を支給

松戸市は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰対策として、12月22日付けて閣議決定されました「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠）」を活用し、負担感が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し、負担の軽減が図れるよう、当該世帯の世帯員である18歳以下の児童1人当たり5万円の給付金を加算支給します。

- 対象予定** 以下2点にすべて該当し、当該世帯員に18歳以下の児童がいる世帯
 - (1) 令和5年12月1日現在 松戸市に住民登録のある世帯
 - (2) 令和5年度 住民税非課税世帯
- 支給金額** 児童1人当たり5万円
- 支給方法** 現在調整中
- 予算額** 【歳出】3億1,215万7千円（対象世帯 約4,000世帯）
【内訳】
 - 事業費 3億円（約6,000人×5万円）
 - 事務費 1,215万7千円

【本件に関する問い合わせ先】

松戸市臨時特別給付金事務センター（コールセンター）

☎0120-300-131（通話料無料）または

☎047-391-4001（有料） FAXなし